



## 公開質問状

平成23年3月22日

市立病院建替計画検討委員会

山浦委員長様

伊関副委員長様

病院建設事務局様

### 松戸市立病院建替計画検討委員会についての質問

平素は松戸市立病院建て替えをご検討して頂きましてありがとうございます。

市民の一人として、貴委員会を傍聴する者の一人として御礼申し上げます。

さて、早速ですが、貴委員会第一回目の議事録によると市長から 1: 現地でどう建て替えていくかの技術的検討 2: 建設費用を出来るだけ安くする検討 の2点を検討依頼した記述があります。

また、松戸市立病院建替計画検討委員会設置要綱の第一条に「松戸市立病院の現地建て替え計画を検討するため松戸市立病院建替計画検討委員会を設置する。」と有ります。

こうした経緯で組織された貴委員会について、傍聴している者として、いくつかの疑問が有りますので質問をさせて頂きます。

#### <質問事項>

1. 市長の質問に対し、貴委員会は十分応えられるよう機能しているのでしょうか。
2. 具体的に建設費用を安くする方法について、貴委員会の委員の方々から挙げられたものについて教えて下さい。
3. 市民公募以外の委員の選定についてですが、傍聴している者の受けたる思いとして医師の委員の方々の発言を聞いてみると、市長の質問事項である「現地でいかに安く建てるか」という意志を残念ながら感じません。市民公募以外の委員の選定はどの様に行われたのか、又、「本当に現地で出来る」と思う方々を委員として選んだのでしょうか？教えて下さい。

4. 第七回委員会冒頭の委員長のお話で、市長からの諮問事項として「1つは松戸市立病院の現地建て替えについての検討検証ということ。それから第2は、松戸市立病院建て替え計画の検討ということで、第2のほうには現地という言葉がない。こういった命題を受けています。」とお話になられています。

第2の方はわざわざ「現地という言葉がない」とお話になられていますが、市長の諮問事項に合致した解釈なのでしょうか?そもそも貴委員会は、要綱の第1条にあるように現地建て替え計画を検討する委員会なのではないでしょうか。委員長として委員会の目的そのものを見誤っていることはないでしょうか。

又、その後第9回委員会において、現地建て替えの課題と移転との比較という議題について議論されていましたが、この議論についても会の目的や市長からの諮問事項からはずれた議題だと思うのですがいかがでしょうか?お考えをお聞かせ下さい。

#### 5. 市が公開している資料の信頼性について

委員会の議論の中で度々、市の公開している資料についてその信頼性を疑問視する話がありました。1つは改革プラン報告書での平均在院日数についてですが、平成42年に「10.5日」にすると書かれていますが、それは無謀だとの発言がありました。2つ目は改革プランそのものについてですが、副委員長のお話として「取り下げた方がいい」とのお話がありました。3つ目として、委員の方から新病院整備基本構想やシステム環境研究所の報告書について疑問を呈するお話がありました。

以上のように、市が公開している資料や市の依頼した業者の報告書に対し、信頼性をゆるがす発言が相次いだ事について、市として、事務局として、どう考えるのか見解を示して下さい。市民として、市の挙げる資料が信頼できないとしたら、何を信じて議論を見守ればいいのか全くわからなくなります。よろしくお願い致します。

#### 質問状請求者

代表 渡辺 誠  
〒271-0064 松戸市上本郷392  
FAX 047-363-5297



御多忙の所申し訳ありませんが、3月30日までにFAXか郵送にてお返事ください。

(質問状請求者)

代表者 渡辺 誠 他50名の署名が添付されております。

## ○公開質問状への回答

【質問事項1についての回答】 \*別添1の諮問書（写）を参照。

- ・市長の諮問事項は、①松戸市立病院の現地建て替えについての検討・検証、②松戸市立病院建替計画の検討です。本委員会の会議録をご確認いただければ、この委員会がその諮問事項について真剣に検討を重ねていることがご理解いただけると思います。  
なお、検討に当っては市長の所信表明を踏まえたスタンスで進めています。

【質問事項2についての回答】

- ・本委員会は松戸市立病院が現在の診療機能を維持しながらの現地建替えの可能性について、技術的・専門的な検証・検討を行うものであるため、病院機能の縮小による建設費用の削減を検討するものではありません。発注方式の選定によっては事業費の抑制や品質の向上が見込める事についての議論がありました。

【質問事項3についての回答】

- ・「検討委員会」の委員の構成並びに人選につきましては、市長に委員となられる方々の経歴などを説明し、了承の上、市長より委嘱を行っております。

【質問事項4についての回答】 \*別添2の設置要綱を参照。

- ・質問事項1での回答に記載しましたように、諮問事項の2は、「松戸市立病院建替計画の検討」となっております。
- ・「松戸市立病院建替計画検討委員会」の設置要綱の「第1条の設置」や「第2条の所掌事項」、並びに諮問内容に沿い、慎重な審議を行ってきたと考えます。

第10回 松戸市立病院建替計画検討委員会資料  
(平成23年3月28日)

・現地建替えの検証のために、移転建替えとの比較が必要との考えにいたったのは、現地建替えには様々な問題、それもかなり厳しい問題がいくつもあるということが指摘されてまいりました。このことから、現地建替えだけを考えていたのでは、なかなか解決されないということで、東松戸病院の活性化ということも考えたところです。

しかし、千葉県からの厳しい条件があり、東松戸病院の活用だけでは、どうしても解決できない問題がたくさん生じてきました。そこで、諮問事項の2についてどうしたらしいのかとのことで、移転建替えについても考えなければならないということに突き当りましたので、第9回の「検討委員会」で議論させていただきました。

【質問事項5についての回答】

・病院建設事務局は、委員会における委員の方の発言にコメントする立場ではありません。

(別添1)

松 総 病 第 19 号  
平成22年10月18日

松戸市立病院建替計画検討委員会  
委員長 山浦 晶 様

松戸市長 本郷谷 健次

松戸市立病院建替計画について（諮問）

松戸市立病院については、老朽化により1号館の耐震性の問題が指摘され、  
早期に建替えることが望まれています。現在までにさまざまな検討が行われて  
きましたが、それらの成果を踏まえ、下記の事項について貴委員会のご意見を  
賜りたく諮問いたします。

記

- 1 松戸市立病院の現地建替えについての検討・検証
- 2 松戸市立病院建替計画の検討

以上

## 松戸市立病院建替計画検討委員会設置要綱

### (設置)

第1条 松戸市立病院の現地建替計画（以下「建替計画」という。）を検討するため、松戸市立病院建替計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 建替計画の作成に係る調査及び審議に関すること。
- (2) 建替計画の作成に必要な資料の収集及び関係諸機関の調整に関するここと。
- (3) 前2号に規定するものほか建替計画の作成に必要な事項に関するここと。

### (組織)

第3条 委員会の委員は、委員11人以内をもって組織する。

2 委員の構成及び定数は、次のとおりとする。

- (1) 学識経験を有する者 3人
- (2) 千葉県の職員 1人
- (3) 松戸市医師会の医師 1人
- (4) 松戸市病院事業の職員 3人
- (5) 公募により選定された市民 3人以内

3 前項に掲げる委員は、市長が委嘱し、又は任命する。

### (任期及び補充委員)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成23年3月31日までとする。

2 委員に欠員を生じたときには、これを補充するものとし、補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。
- 2 委員会は、半数以上の委員の出席がなければ会議を開くことができない。
  - 3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
  - 4 委員会は、必要に応じて委員以外の者に会議への出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(専門部会の設置)

- 第7条 委員長は、必要があると認めたときは、委員会に専門部会を置くことができる。
- 2 専門部会の部会長及び委員は、委員会の委員のうちから委員長が指名する。

(会議の公開)

- 第8条 委員会の会議は、公開とする。ただし、委員会において会議を公開しないと決定したときは、この限りでない。

(庶務)

- 第9条 委員会の庶務は、総務企画本部病院建設事務局が処理する。

(委任)

- 第10条 この要綱に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年10月18日から施行する。